

パブリックコメント手続の実施結果について

下記の案件について、市民の意見を募集するパブリックコメント手続を行なったところ、次のとおりご意見をいただき、ご意見に対する結果（意見の概要と市の考え方）をまとめましたので、お知らせします。（なお、意見募集案件以外のご意見は公表いたしません。）

今後は、提出のあったご意見をもとに、市の条例案を決定し、平成29年9月市議会提案し、議会で審議されることとなります。

◆ パブリックコメント手続の実施

対象案件	富良野市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正について
意見募集期間	平成29年8月15日 から 平成29年9月4日 まで
担当部署（問合せ先）	建設水道部 都市建築課 （電話 0167-39-2316）
意見提出件数	意見提出者数 <u> 1 </u> 人 （個人 <u> 1 </u> ・ 法人 <u> </u> ）
	意見提出件数 <u> 6 </u> 件

◆ パブリックコメント手続の結果（市民意見提出手続の結果）

提出のあった意見の概要	市の考え方 （原案を修正したときは修正内容）
別紙のとおり	別紙のとおり

- | |
|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 広報紙 <u> 10 </u> 月号への掲載 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 市のホームページへの掲載（掲載日 <u> 9 </u> 月 <u> 28 </u> 日） |
| <input type="checkbox"/> 行政情報コーナー・各支所・文化会館・図書館への供覧・配布（ <u> </u> 月 <u> </u> 日） |

パブリックコメント

- 1 「建築物等の制限に関する条例」の一部改正案については、条文のどの箇所を改正するのかが明示されていないので、非常に分かりづらい（通常は、改正箇所にアンダーラインを引く筈ではないか？）。
→ 住民説明会及び都市計画審議会で説明用に作成した資料を8月24日に追加しました。
- 2 「景観地区条例」案及び「建築物等の制限に関する条例」の一部改正案については、11月上旬に予定されている都市計画審議会の都市計画決定に係る「答申」と、どのような有機的な関係になるのかを明確にする必要がある（パブリックコメントが都市計画審議会に報告されてから審議会の「答申」が出されるのか、条例に明記されない部分は都市計画の決定分野の扱いになるのか等）。
→ 「景観地区条例」(案)は、都市計画決定される「景観地区の区域と建築物の意匠に関する規制」において、規制される建築物の除外を規定するものであり、「建築物等の制限に関する条例」(改正案)は、都市計画決定される「特定用途制限地域の区域変更」において規制される建築物の用途について規定するものであり、それぞれの条例は、都市計画決定事項を補完するものとなっており、密接な関係となっております。
また今回行った「案の縦覧」、「パブリックコメント」で出された意見とそれに対する市の回答については、都市計画審議会にすべて報告された上で審議され、答申が出されることとなります。
なお、前述のとおりそれぞれの条例は、都市計画決定事項を補完するものでありますので条例には、都市計画決定に関する事項についての記載はありません。
- 3 土地開発の緩和・規制問題等については、どの内容がどの条例の対象になるのかを地域住民は熟知しているわけではない。町内会の役員はもとより、自治体業務の経験がある者でさえ、そのことに精通してはいない（都市計画審議会の委員も同様であろう）。
→ 規制内容については、住民説明会や審議会において説明しています。規制内容と条例等の関係は2でお答えした内容となります。不明な点などがありましたら担当までお問い合わせください。
- 4 7月6日の都市計画審議会においては、委員からの質問に対して「樹木の保全・植栽については規制できないので、緑化推進条例に基づいてお願いしていくことになる」旨の事務局説明がなされた。
- 5 前記4のことについては、前記審議会の議事録（抜粋）を読んで初めて知ったというのが、地域住民の圧倒的多数の声である（委員からの質問が出されなければ、事務局は前記の重要な説明を欠落させてしまったのではないか？）。
→ (4・5)住民説明会でも、都市計画審議会においても、規制できる項目は説明しており、規制対象ではない事項については、他の法令や条例に基づく届出や指導等を行うことを説明しているところです。
- 6 このように、土地開発の緩和・規制に伴う課題については、それらに関する各条例の対応の全体図が示されないと、地域住民にとっては市の各セクションによる対応の全体像の把握が困難である。地方自治（住民自治）を推進しようとするならば、このことに十分に留意していただきたい。
→ 市の業務全般へのご意見として承ります。